

## 桂川町立幼稚園預かり保育について

### （目的）

桂川町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育課程に係る教育時間外に、その管理下において希望する保護者の園児を当該施設で保育すること（以下「預かり保育」という。）により、保護者の子育てを支援することを目的として実施します。

### （利用形態）

幼稚園で実施する預かり保育の形態は、次のとおりとなります。

【通常利用】 月間を通じて決まった時間帯を利用する場合。

【一時利用】 緊急・一時的に利用する場合。

### （対象児）

預かり保育の対象児は、幼稚園の在園児で、在園時間前後において預かり保育の利用を希望する者です。

※上記の通常利用・一時利用いずれの場合であっても、対象児が病気などで預かり保育をすることができないときは、保護者は園長の指示に従っていただきます。

### （実施日）

預かり保育の実施日は、幼稚園の在園児が登園する月曜日から金曜日までとなります。ただし、休業日及び特別に園長が指定する日は実施いたしません。

※長期休業中の預かり保育の実地日は、別途お知らせします。

### （預かり保育時間）

預かり保育の時間は次のうち保護者が希望する時間となります。

- （１） 朝の預かり保育 ８時３０分から始業時間まで
- （２） 帰りの預かり保育 終業時間から１７時００分まで

### （送迎時間）

保護者は朝の預かり保育は８時３０分以降に、帰りの預かり保育は１７時００分までに送迎をお願いします。

### （申込及び承諾）

#### 【通常利用で預かり保育を希望する場合】

保護者は、桂川幼稚園預かり保育申込書（様式第1号）を幼稚園に提出していただきます。

園長は、申込があったときは、その内容を審査し、利用の諾否を決定し、その結果を保護者に通知いたします。

#### 【一時利用の預かり保育を希望する場合】

保護者は、桂川幼稚園預かり保育申込書（様式第1号）を幼稚園に提出していただきます。バス利用の把握のため、原則として利用を希望する日の前日の午前10時までにお願いします。

園長は、申込があったときは、その内容を審査し、利用の諾否を決定し、その結果を保護者に通知いたします。

### （変更の届出等）

利用の内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を園長に届け出ていただきます。

また預かり保育の要件に該当しなくなったとき又は利用を辞退しようとするときは、幼稚園に桂川幼稚園預かり保育利用辞退届（様式第2号）を提出していただきます。

園長は、正当な理由があるときは、預かり保育の利用を取り消す場合もあります。